

資料6

平成27年9月議会(事前)
総務委員会資料
(政策創造部)

徳島県過疎地域自立促進方針（案）

平成28年度～32年度

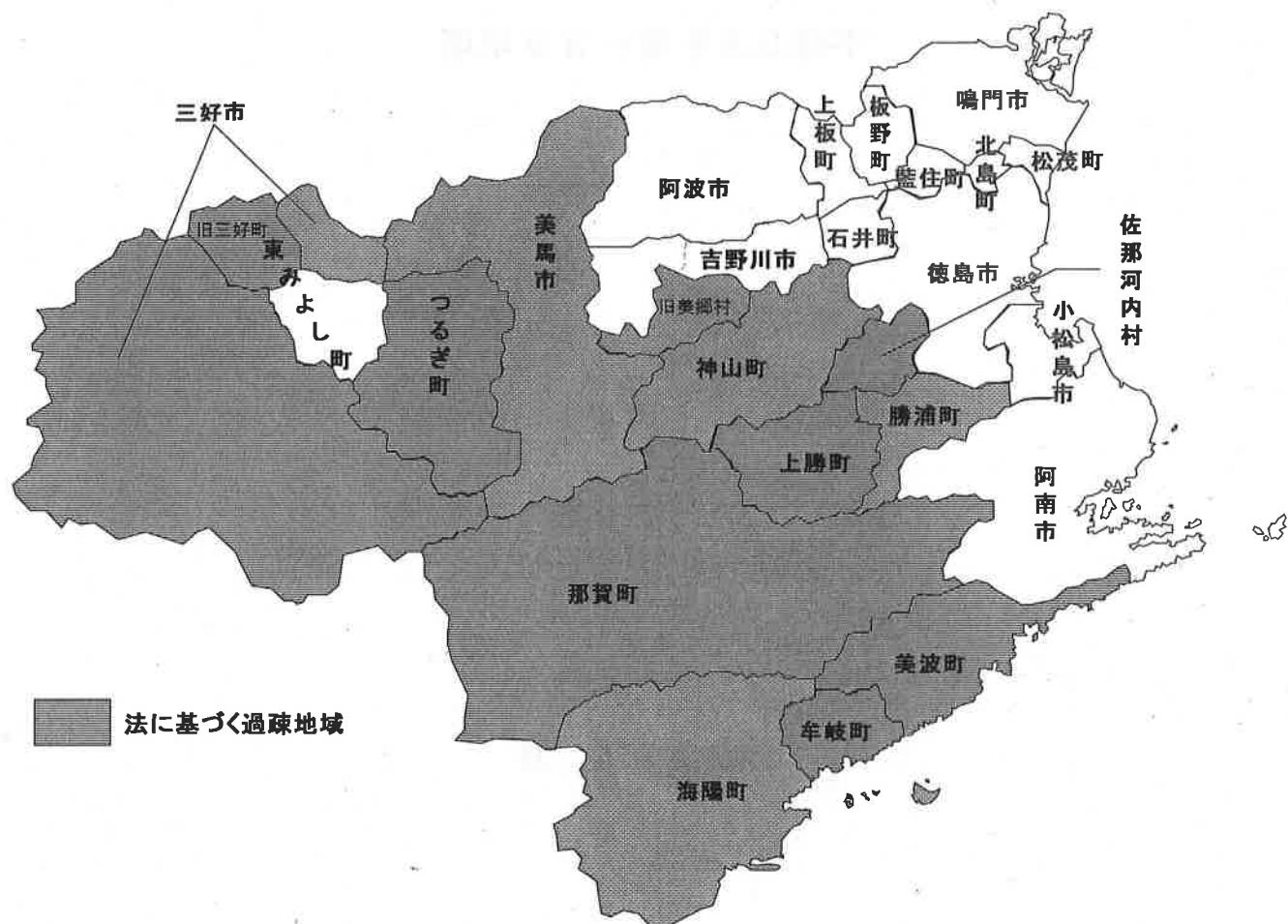
平成27年 月

徳 島 県

徳島県過疎地域自立促進方針

この徳島県過疎地域自立促進方針は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号・平成26年法律第8号一部改正）第5条の規定に基づいて定めるものであり、平成28年度から平成32年度までの5年間における本県の過疎地域自立促進対策の大綱を示すとともに、市町村が過疎地域自立促進市町村計画を定める際の指針となるものである。

図1 徳島県の過疎地域



目 次

第1 基本的な事項	1
1 過疎地域の現状と課題	
2 過疎地域自立促進の基本的な方向	
3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	
第2 産業の振興	18
1 産業振興の方針	
2 農林水産業の振興	
3 地場産業の振興	
4 企業の誘致対策	
5 起業の促進等	
6 コミュニティビジネスの促進	
7 テレワークの促進	
8 農工商連携・6次産業化の推進	
9 商業の振興	
10 観光の振興	
11 バイオマス等の利用促進	
第3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	25
1 交通通信体系の整備の方針	
2 国・県道及び市町村道等の整備	
3 農道、林道、漁港関連道の整備	
4 公共交通の確保	
5 自家用有償旅客運送による生活交通の確保	
6 交通の安全と円滑化対策	
7 地方港湾の整備	
8 電気通信施設の整備	
9 情報化の推進	
10 地域間交流の促進	
第4 生活環境の整備	30
1 生活環境の整備の方針	
2 簡易水道、污水処理施設等の整備	
3 消防・救急体制の充実強化	
4 地域防災力の強化	
5 耕作放棄地対策	

6 烏獸被害対策

第5 子育て支援の充実	34
1 子育て支援の充実の方針	
2 子育て支援対策	
第6 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進	36
1 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進の方針	
2 高齢者福祉対策	
第7 医療の確保	39
1 医療の確保の方針	
2 無医地区対策	
3 特定診療科に係る医療確保対策	
4 疾病予防対策	
第8 教育の振興	42
1 教育の振興の方針	
2 公立小中学校の教育環境の整備	
3 社会教育施設等の整備	
第9 地域文化の振興等	44
1 地域文化の振興等の方針	
2 地域文化の環境整備	
3 地域文化の伝承と創造	
第10 集落の整備	45
1 集落整備の方針	
2 集落の維持・活性化	

第1 基本的な事項

1 過疎地域の現状と課題

(1) 概況

過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」という。）第2条に基づく過疎地域をその区域とする市町村の数は11団体であり、その内訳は、市2団体、町8団体、村1団体となっている。

また、過疎法第33条第2項に基づく過疎地域とみなされる区域を含む市町村は2団体となっている。このほか、公示過疎地域に準じるものとして県独自で定める準過疎地域を含む市町村が3団体となっている。

表1 過疎市町村一覧

法第2条第1項に基づく過疎地域	美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村 神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、 つるぎ町
法第33条第2項に基づく過疎地域	吉野川市（旧美郷村の区域） 東みよし町（旧三好町の区域）

本県の市町村総数（24団体）に占める過疎市町村数（13市町村）は、全体の過半数を占めており、本県の総人口（平成22年国勢調査）に占める過疎地域の人口割合は16.3%と、全国の8.9%を大きく上回っている。

また、本県の総面積に占める過疎地域の面積の割合は72.4%と、これも全国の58.7%を大きく上回っている。

本県の過疎地域の特徴として、65歳以上の高齢者が半数以上を占める、いわゆる「限界集落」と呼ばれる集落の全集落数に占める割合（35.5%）が高くなっています。全国平均（15.5%）や全国で最も高い四国平均（24.3%）をも上回っています。

過疎地域は、平野部を除く、剣山山系を中心とした山間部を中心に広く分布しており、豊かな自然環境に恵まれているが、人口減少や少子高齢化の進行により、地域の活力が低下するなど厳しい状況にあり、集落の維持・活性化や交通手段の確保などが大きな課題になっている。

(2) 圏域の特色

① 東部圏域

東部圏域は、県都徳島市を含む15市町村で構成され、人口は589,104人と県全体（785,491人）の75%を占めています。

また、面積は約1,200km²と、県全体の29.9%を占めており、うち森林面積の比率が5割以上である。

圏域は、吉野川流域に広がる平野部及び臨海部と山間部など、幅広い地形を有しており、第3次産業の従事者数は県平均より高く、経済、教育、文化など多くの機能が集積する本県の中心的地域である。

15市町村のうち一部過疎地域を含めて5市町村が過疎地域に指定されており、過疎地域では、第1次産業のなかでも農業に従事する割合が高い。

また、他圏域と比べ、徳島市など人口集積地に近いことなどから、地域資源を活かしたコミュニティビジネスや、伝統文化、農業体験などを通じた都市部との交流、及び定住促進など、地域の活性化に向けた取組みが行われている。

一方で、人口減少や少子高齢化の進行により、過疎地域の活力が低下しており、集落機能の維持や交通手段の確保などへの対応が大きな課題となっている。

圏域過疎市町村	吉野川市（旧美郷村）、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町
---------	------------------------------

② 南部圏域

南部圏域は、1市4町で構成され、人口は108,418人と県全体の約14%を占めている。

また、面積は約1,500km²と、県全体の36.2%を占めており、うち森林面積の比率が8割以上である。

圏域は、那賀川上流の山岳地帯や、東南部の海岸線など、幅広い地形を有しており、豊かな自然に恵まれている。

阿南市を除く4町が過疎地域に指定されており、これらの地域は、第1次産業、第2次産業への従事者が県全体に比べ高く、なかでも漁業に従事する割合は県内で最も高い。

また、海・山・川の豊かな自然環境や森林などの地域資源を活用した、体験型観光の推進や農山漁村留学、サテライトオフィスの誘致等、地域の魅力の発信や交流人口の増加などによる地域の活性化に取り組んでいる。

一方で、人口減少や少子高齢化が進行し、交通インフラ整備の遅れ、主要産業である第1次産業の低迷、想定される南海トラフ巨大地震の津波対策などへの対応が大きな課題を抱えている。

圏域過疎市町村	那賀町、牟岐町、美波町、海陽町
---------	-----------------

③ 西部圏域

西部圏域は、2市2町で構成され、人口は87,969人と県全体の約11%を占めている。

また、面積は約1,400km²と、県全体の33.9%を占めており、うち森林面積の比率が8割以上である。

圏域は、北部の阿讚山脈と南部の四国山地に囲まれ、西日本第2位の高峰剣山や四国三郎吉野川など豊かな自然に恵まれているが、急峻な地形の山間部が多い。

一部過疎地域を含めて4市町全てが過疎地域に指定されており、これらの地域は、第2次産業への従事者が県全体に比べ高く、なかでも建設業に従事する割合は県平均より高い。

また、「にし阿波～剣山・吉野川観光圏」としての認定を受け、観光客の滞在促進や外国人の誘客拡大に向けて、観光資源の整備や受け入れ態勢の充実に取り組んでいる。

一方で、人口減少や少子高齢化が進行し、過疎地域の活力が低下するなど厳しい状況にあり、特に山間部では、集落機能の維持や交通手段の確保などへの対応が大きな課題となっている。

圏域過疎市町村	美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町（旧三好町）
---------	--------------------------

(3) 人口の動向

① 総人口

国勢調査により、昭和35年から平成22年までの本県の人口の推移をみると、全体の人口は、昭和35年から昭和45年までは減少し、その後増加したもの、昭和60年頃を境に再減少に転じ、平成22年では78万5千人となっている。

これを過疎地域についてみると、昭和35年以降減少を続け、昭和35年には27万7千人だったのが、平成22年には12万8千人となり、14万9千人減少した。

一方、非過疎地域では、昭和35年から平成22年までの50年間で8万6千人増加していることから、県外への人口流出に加え、県内においては、過疎地域から非過疎地域への人口移動が相当数あったものと考えられる。

また、昭和35年の人口を100とした指数で人口を表すと、平成22年において、過疎地域では46.4、非過疎地域では115.2となっている。

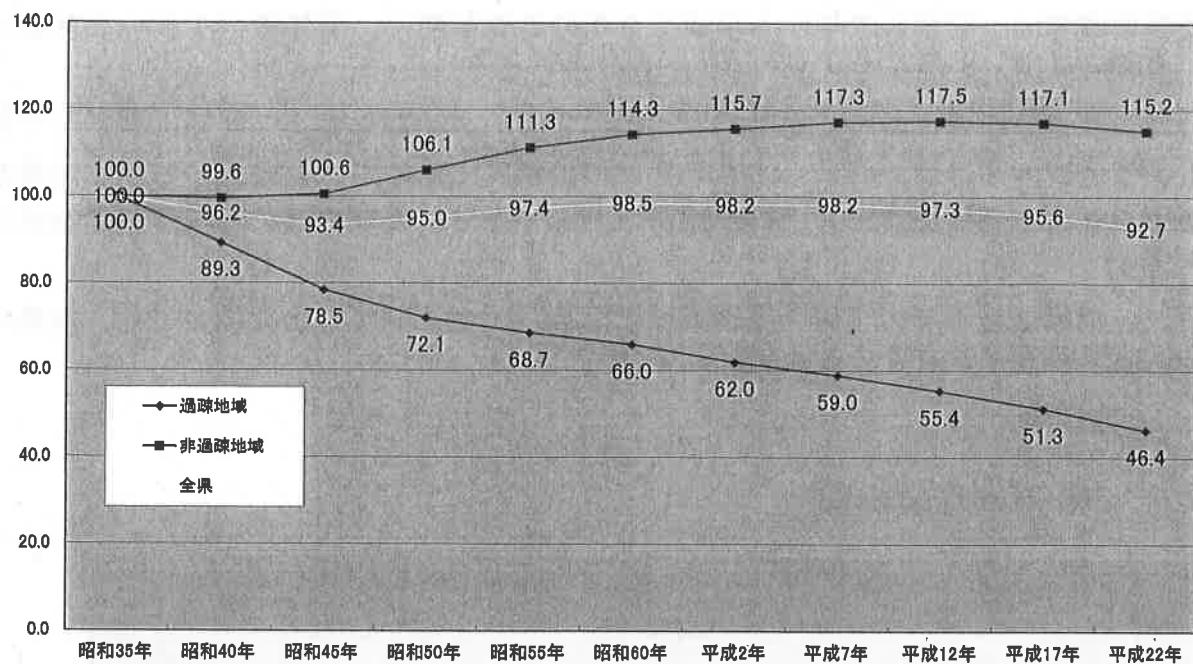
表2 総人口の推移

(単位：人)

	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
過疎地域	276,656	247,059	217,152	199,485	190,011	182,584	171,394	163,182	153,361	141,949
非過疎地域	570,618	568,056	573,959	605,681	635,250	652,305	660,204	669,245	670,747	668,001
全 県	847,274	815,155	791,111	805,166	825,261	834,889	831,598	832,427	824,108	809,950

	平成22年
過疎地域	128,339
非過疎地域	657,152
全 県	785,491

図2－1 昭和35年人口を100とした場合の指數グラフ



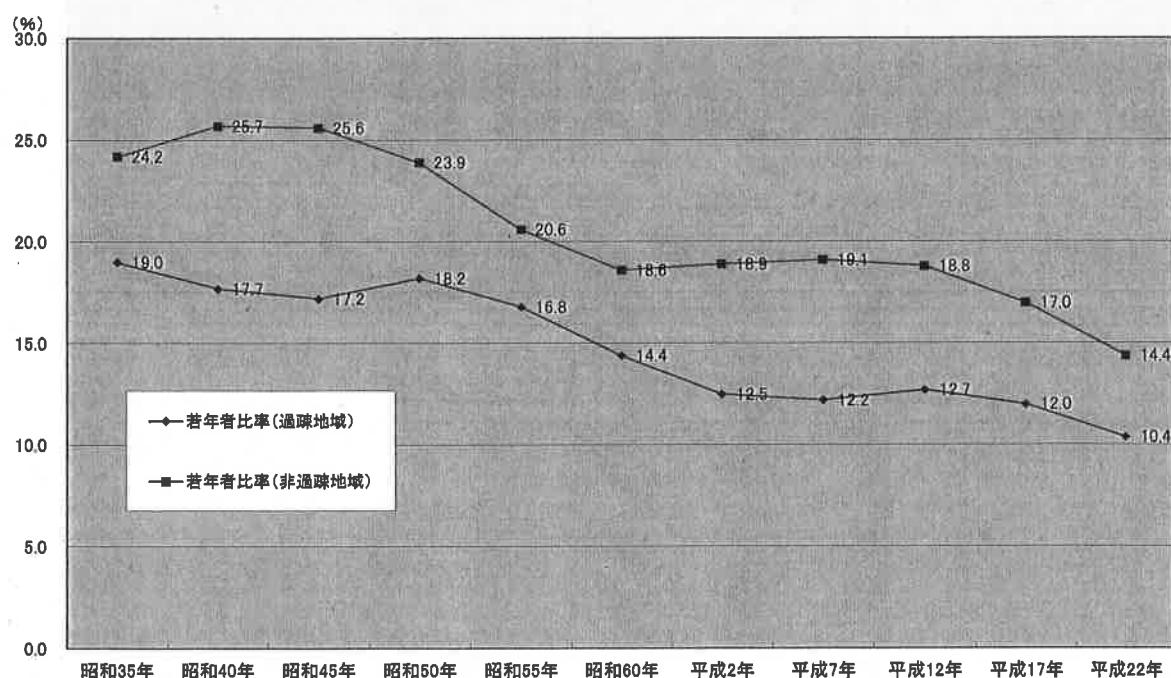
② 若年者

過疎地域では、昭和35年から平成22年の50年間に、若年者（15～29歳人口）比率が19.0%から10.4%に減少している。

一方、非過疎地域においても若年者比率は24.2%から14.4%に減少しており、過疎地域、非過疎地域ともに若年者は減少傾向にあるが、両地域の若年者比率を比較すると常に過疎地域が非過疎地域を下回っており、過疎地域の若年者不足を示している。

また、平成22年度の全国の過疎地域の平均（12.9%）と比較しても、本県の過疎地域の若年者比率が下回る状況となっている。

図2-2 本県の若年者比率の推移



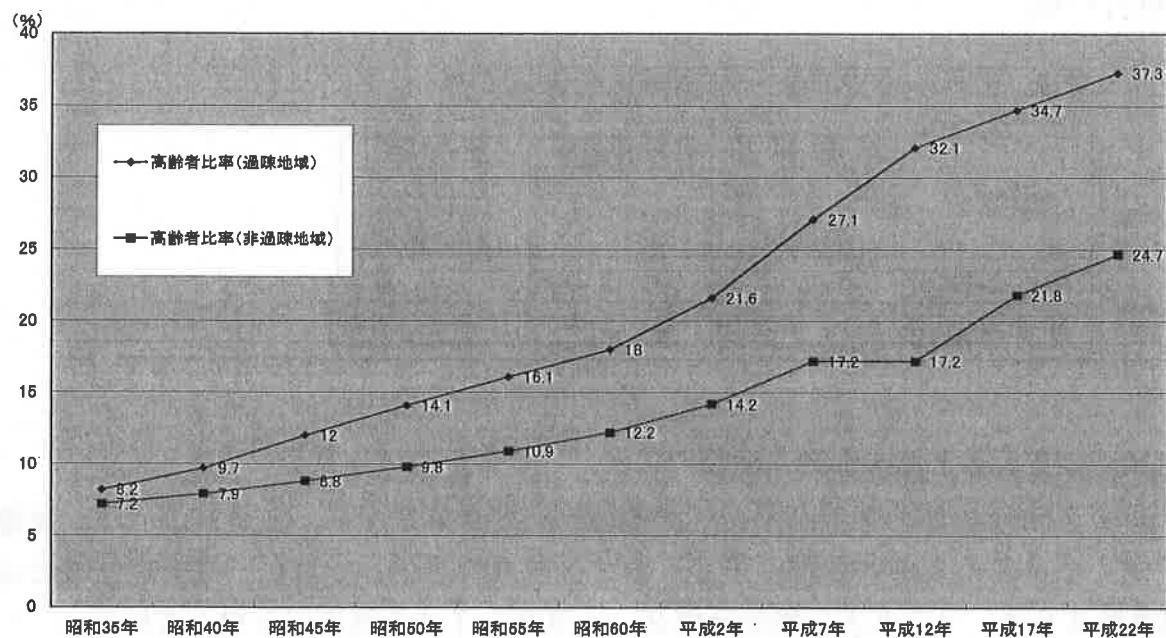
③ 高齢者

過疎地域では、昭和35年から平成22年の50年間に、高齢者（65歳以上人口）比率が8.2%から37.3%と大幅に増えている。

また、非過疎地域においても、高齢者比率は7.2%から24.7%に増えているが、両地域の高齢者比率の推移を見ると、その間に差が拡大傾向にあり、過疎地域の高齢化が顕著となっている。

さらに、平成22年度の全国の過疎地域の平均（30.6%）と比較しても、本県の過疎地域の高齢者比率が上回る状況となっている。

図2-3 本県の高齢者比率の推移



(4) 財政状況

県内市町村の標準財政規模（平成25年度決算）をみると、過疎団体の平均は5,581百万円で、非過疎団体の11,895百万円と比べて財政規模が小さく、財政力指数では、過疎団体は0.214と、非過疎団体の0.667と比べて財政力が脆弱である。

歳入総額に占める地方税（自主財源）の割合をみると、過疎団体9.81%に対し、非過疎団体では34.22%となっており、過疎団体は財源の大部分を地方交付税等に頼らざるを得ない状況となっている。

また、各市町村においては、これまででも集中的な行財政改革が進められてきたが、公共施設の老朽化対策への対応など新たな行政課題も生じており、更なる取組みが求められている。

表3 平成25年度決算による過疎団体の財政状況

団体区分	標準財政規模 (百万円)	財政力指数	歳入総額 に占める 地方税(%)
公示過疎団体	5,581	0.214	9.81
非過疎団体	11,895	0.667	34.22

(5) 産業別就業者数と産業別総生産額の状況

平成22年の産業別就業者数及び産業別総生産額をみると、過疎地域では、就業者数52,115人、総生産額321,230百万円となっており、非過疎地域では、就業者数294,978人、総生産額2,498,745百万円となっている。

また、平成22年の産業別就業者の割合を見ると、過疎地域では、農業を中心とした第1次産業の割合（15.2%）が非過疎地域（7.3%）よりも高くなっている。

これまでの推移をみると、過疎地域では、昭和35年の就業者数は121,041人となっていたが、平成22年では52,115人と57%減少しており、産業別就業者の割合については、第1次産業の割合が年々減少し、逆に、第2次産業、第3次産業の割合が高くなっている。

農林水産業をはじめとする第1次産業など、過疎地域の基幹産業の厳しい状況が伺える。

図3－1 平成22年産業別就業者割合

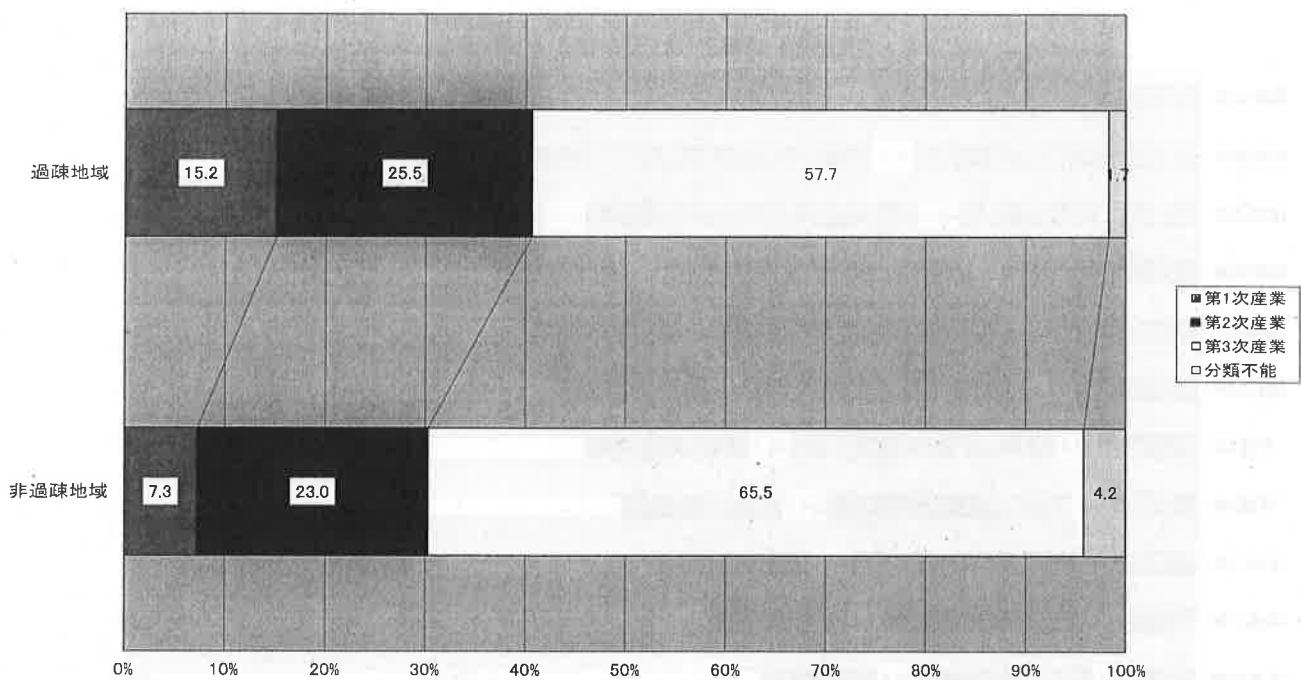


図3－2 過疎地域産業別就業者数の推移

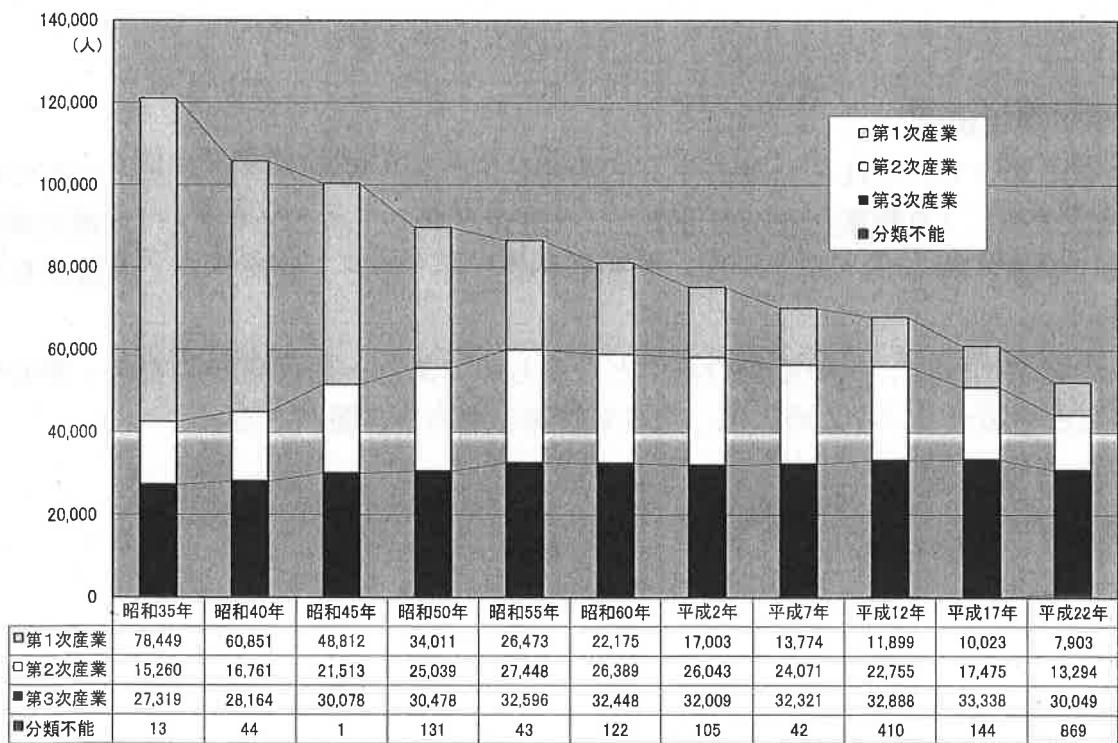
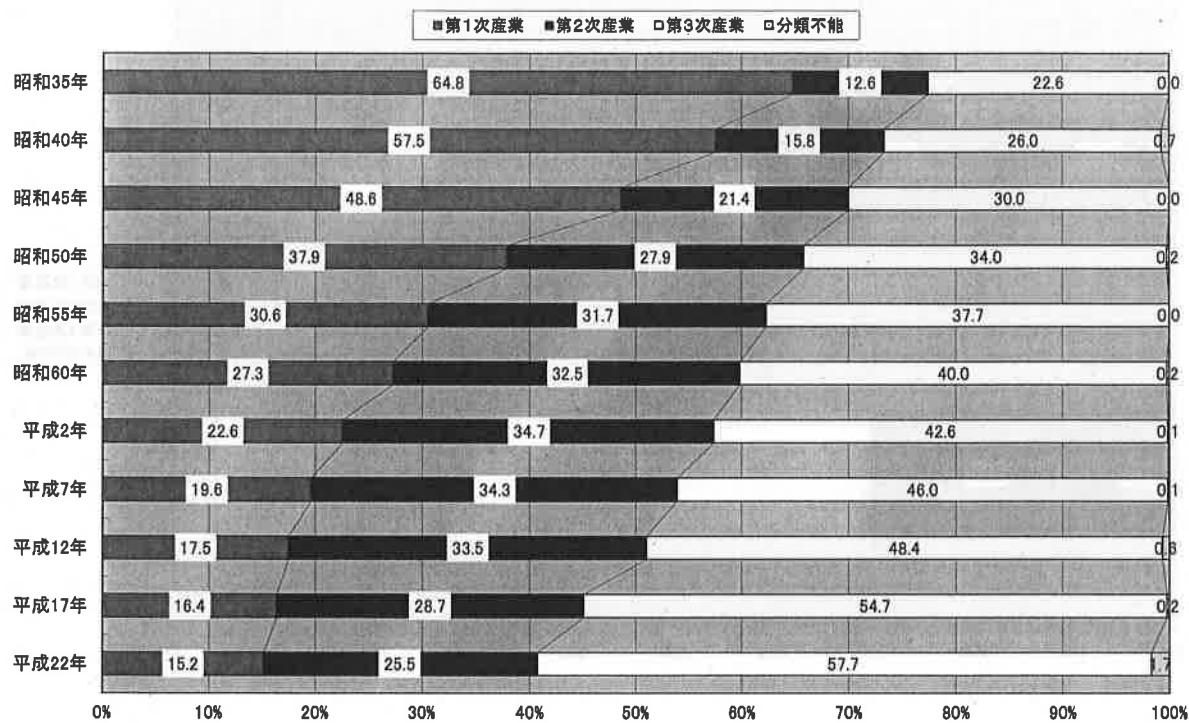


図3－3 過疎地域産業別就業者数の割合の推移

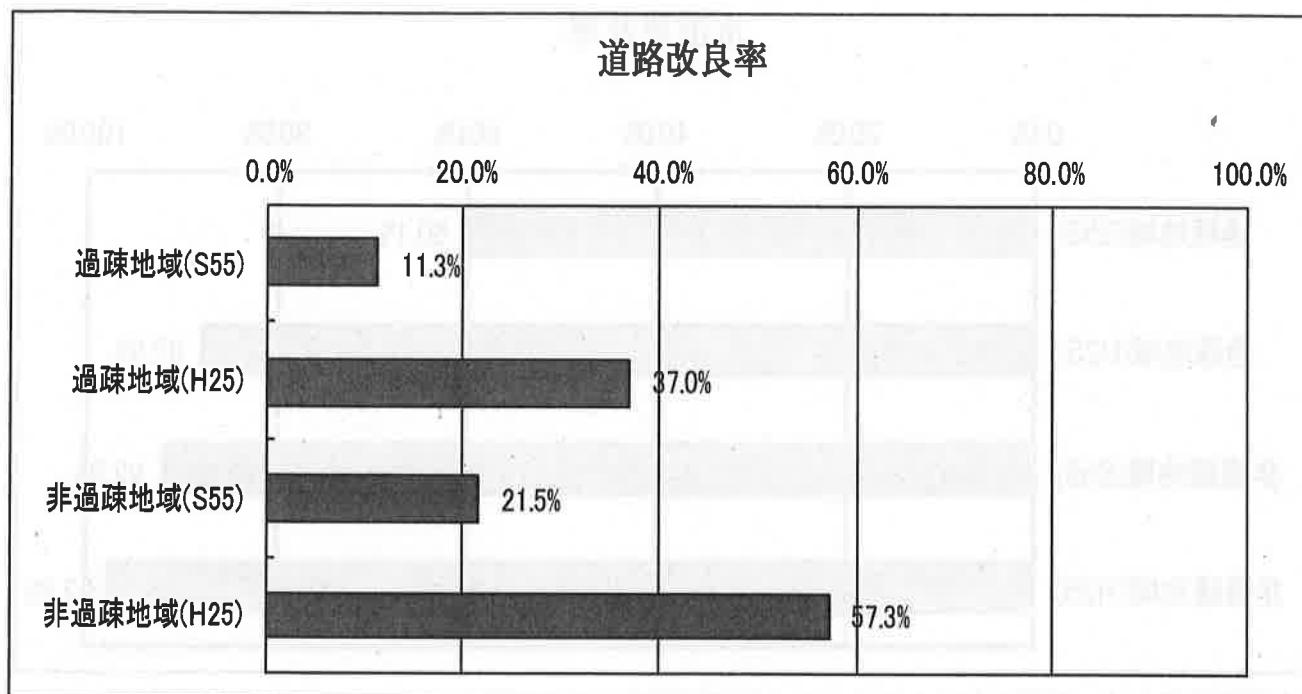


(6) 公共施設の整備状況

過疎地域において、これまで道路や上下水道などの公共施設の整備を図ってきた結果、「道路改良率」、「自動車交通不能道率」、「水道普及率」、「ゴミ収集率」、「水洗化率」は、大幅に改善が進んでいるものの、非過疎地域に比べると、依然として格差が存在している。

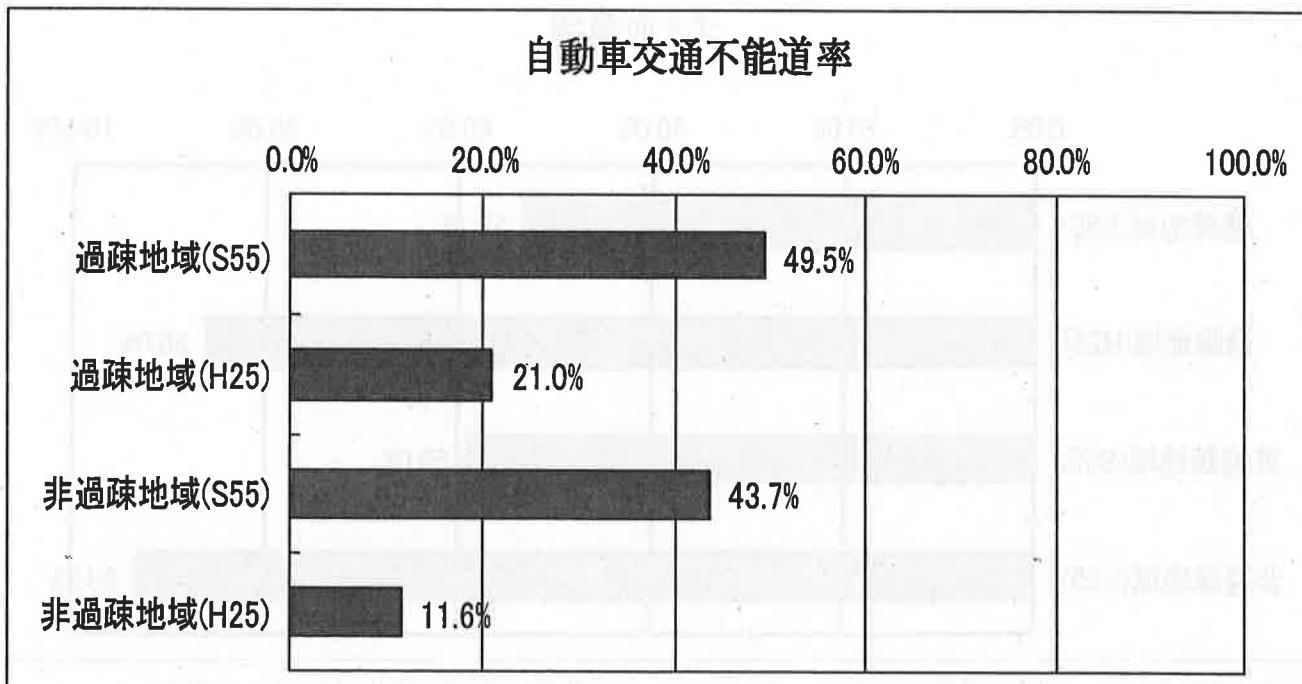
これらの公共施設は、生活基盤の基本となるものであり、住民生活の安全・安心や若者等の定住を図っていくためには、今後も整備を進める必要がある。

公共施設の整備状況
図4－1 道路改良率



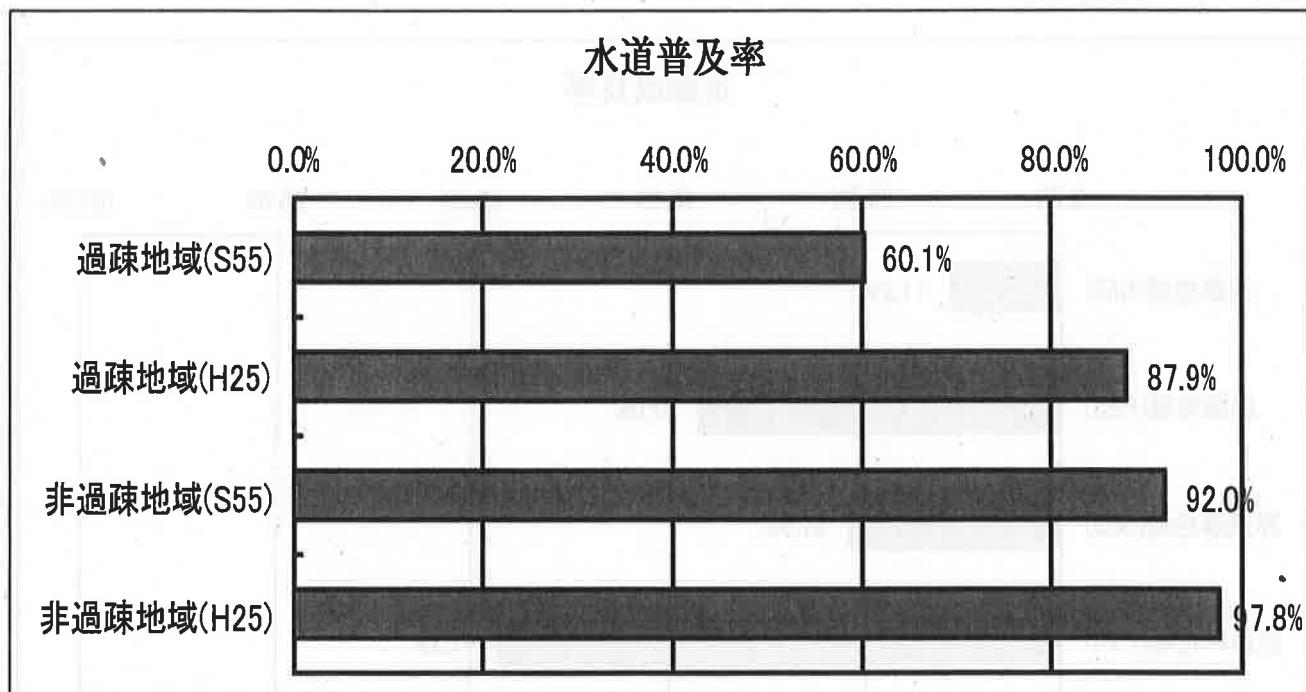
※道路改良率とは、幅員 5.5 m 以上の道路構造令の規格に適合する道路（国・県・市町村道）の割合

図4－2 自動車交通不能道率



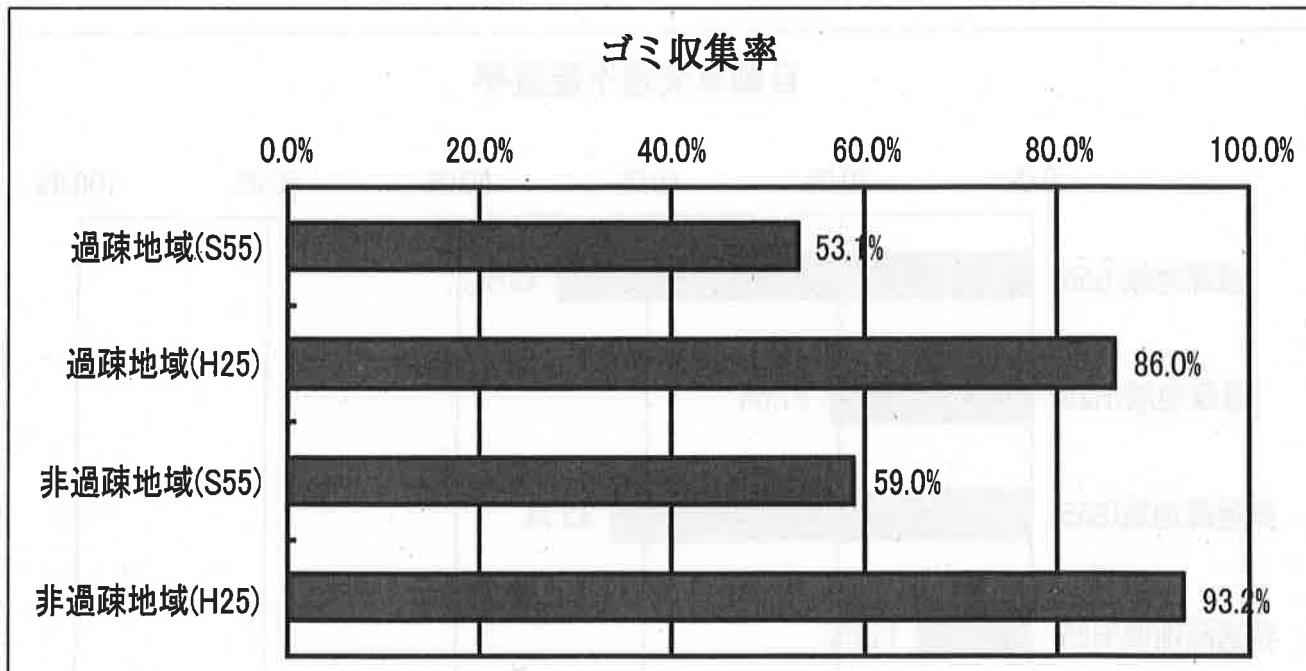
※自動車交通不能道率とは、幅員、勾配その他の状況により、最大積載量 4 トンの貨物自動車が通行出来ない道路の割合。

図4－3 水道普及率



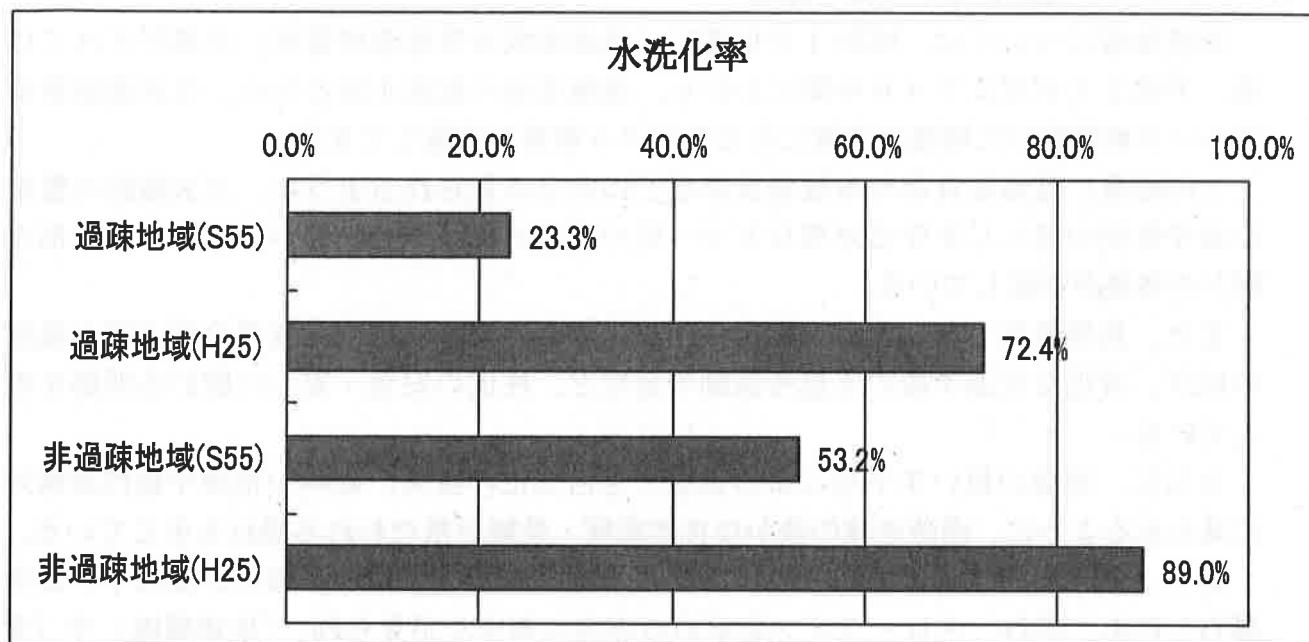
※水道普及率とは、現状における給水人口と行政区域内人口の割合。

図4－4 ゴミ収集率



※ゴミ収集率とは、地方公共団体が収集、処理している収集量の年間総排出量に対する割合。

図4－5 水洗化率



※水洗化率とは、下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、単独浄化槽、コミュニティプラントの汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合。

注) 表3、図3－1から3－3及び図4－1から4－5については、一部過疎地域を非過疎地域として整理

(7) これまでの過疎対策の成果と課題

過疎地域については、昭和45年度に「過疎地域対策緊急措置法」が施行されて以来、平成27年度まで46年間にわたり、過疎地域の振興を図るため、生活基盤整備のハード事業並びに地域の実情に応じたソフト事業を実施してきた。

この結果、道路改良率や水道普及率などに向上が見られるように、公共施設の整備の面や住民の暮らしを守る対策などで一定の成果があがっているが、依然として都市部との格差が存在している。

また、基幹産業である農林水産業や建設業などの低迷に加え、集落全体の相互機能の低下、身近な交通手段の不足や医師不足など、住民の安全・安心に関わる問題を抱えている。

さらに、地域の担い手不足による伝統や生活文化の喪失、森林の荒廃や耕作放棄地に見られるように、過疎地域の豊かな自然環境・景観が損なわれる恐れも生じている。

また、近年、都市部においては、ライフスタイルや価値観の多様化が進む中、田舎暮らしにあこがれ、スローライフを求める志向の高まりが見られ、「地球環境」や「食の安全・安心」への意識の高まりから、都市部を離れて地方への移住に関心をもつ若者も増えている。

このような、多様なライフスタイルを実現する機会を提供している場である過疎地域においては、生活基盤整備はもとより、本県の魅力である「豊かな自然」をはじめとする「地域資源」や「農のある暮らし」などを活かしながら、地域の実情に応じた、身近な生活交通や医療・福祉の確保、集落の維持・活性化など、生活により密着したソフト対策を県と市町村が一体となって取り組む必要がある。

2 過疎地域自立促進の基本的な方向

本県過疎地域（13市町村）は、県土の約7割を占めており、「国土・環境の保全」や「水や食料の供給」、「美しい景観」や「地域の歴史・文化の継承」など、多面的な機能を有しており、農山漁村のみならず、都市住民の安全・安心な暮らしを支えている「国民共通の財産」である。

しかしながら、著しい人口減少と高齢化、地域産業の低迷などにより、地域全体の活力が低下しており、特に、地理的条件の厳しい集落などでは、交通手段、医療・福祉、生活環境など、住民生活に関わる多くの課題を抱えている。

これまで過疎対策は、過疎法に基づき、生活基盤整備のハード事業並びに地域の実情に応じたソフト事業に取り組んできたが、依然として都市部との格差が存在している。

今後の過疎対策の推進にあたっては、「地域における仕事づくり」、「新しい人の流れづくり」、「結婚・出産・子育ての環境づくり」、「活力ある暮らしやすい地域づくり」の4つを重点事項として、9つの施策体系を柱に、県・市町村が一体となって、総合的かつ計画的な対策を積極的に推進する。

さらに、県においては、県政運営指針である「新未来『創造』とくしま行動計画・行動計画編」の「7つの基本目標」の実現に向け、「国の財政支援制度」などを有効活用し、必要な生活基盤の整備はもとより、本県の魅力である「豊かな自然」をはじめとする「地域資源」や「農ある暮らし」などを活かしながら、地域の実情に応じた、身近な生活交通や地域医療の確保、集落の維持・活性化などの生活に密着したソフト対策を重点的に推進する。

<4つの重点事項>

- ① 地域における仕事づくり
- ② 新しい人の流れづくり
- ③ 結婚・出産・子育ての環境づくり
- ④ 活力ある暮らしやすい地域づくり

<施策体系>

- ① 産業の振興
- ② 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進
- ③ 生活環境の整備
- ④ 子育て支援の充実
- ⑤ 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進
- ⑥ 医療の確保
- ⑦ 教育の振興
- ⑧ 地域文化の振興等
- ⑨ 集落の整備

<新未来「創造」とくしま行動計画・行動計画編 重点戦略の体系>

基本目標	重点戦略
1 地方創生の旗手！ 「ふるさと回帰・加速とくしま」の実現	1 とくしま回帰！魅力あふれる「まち」の創生 2 とくしま回帰！意欲あふれる「ひと」の創生 3 とくしま回帰！新たな人の流れをつくる「しごと」の創生 4 結婚・出産・子育て支援の進化 5 国に先んじた行政手法の進化
2 未来を創る！ 「経済・好循環とくしま」の実現	1 「二つの光」を軸にした成長戦略の展開 2 経済加速とくしまづくりの進展 3 未来を拓く科学技術の振興 4 もうかる農林水産業の躍進 5 6次産業化・とくしまブランド海外展開の推進
3 未来を守る！ 「安全安心・強靭とくしま」の実現	1 みんなで守るとくしまの推進 2 進化する「とくしまゼロ作戦」の展開 3 強靭(きょうじん)で安全な県土づくりの推進 4 「戦略的災害医療プロジェクト」のさらなる展開 5 守り抜く！くらし安全安心セーフティーネットの構築
4 未来へつなぐ！ 「環境首都・新次元とくしま」の実現	1 未来エネルギーへの挑戦 2 エネルギー「地産地消」の推進 3 「未来への贈り物」美しい豊かな環境の継承 4 人と自然が調和するとくしまの推進 5 とくしま豊かな森林(もり)づくりの推進
5 未来を支える！ 「みんなが元気・輝きとくしま」の実現	1 生涯現役・躍動とくしまの展開 2 加速する！女性の活躍促進 3 障がい者が支える社会の構築 4 いきいき健康とくしまの推進 5 ふるさと貢献とくしまの推進
6 世界に羽ばたく！ 「まなび・成長とくしま」の実現	1 世界で活躍する人材の育成 2 とくしまオンラインスクールの創造 3 徳島の強みを活かす教育の展開 4 地域がにぎわう文化・スポーツ教育の推進 5 若者が創るとくしまの推進
7 世界を魅了！ 「大胆素敵・躍動とくしま」の実現	1 「大胆素敵とくしま」世界戦略の展開 2 湧き上がる「にぎわいと感動」渦の創造 3 世界に輝く！「あわ文化」の発信 4 世界を体感！「スポーツ大国とくしま」の推進 5 一步先の未来へ！「とくしま新魅力」の発信

3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

交通通信ネットワーク等の整備により、住民の日常生活圏は、市町村の区域を越えますます広域化する中、市町村エリアを超えた広域的な地域を単位として活性化に取り組むことは、事業規模の拡大や効率的な投資などの面で期待できることから、今後の過疎対策の実施にあたっては、広域的な視点に立ち、各市町村の特性を踏まえながら、適正な役割分担と相互の有機的関連性を保って実施していくことが重要である。

こうしたことから、本方針に基づき策定される「県過疎地域自立促進計画」及び「市町村過疎地域自立促進計画」については、県政運営指針である「新未来『創造』とくしま行動計画」との整合性を図るとともに、「圏域振興計画」や「定住自立圏共生ビジョン」などの広域的な計画と相互に整合性を保つよう十分に調整を図るものとする。

第2 産業の振興

1 産業振興の方針

農林水産業の振興など、本県産業の振興を図り、雇用機会の確保、所得水準の向上等を図っていくことは、過疎地域をはじめとする地域経済社会の発展にとって重要な課題である。

特に、農林水産業は、豊かで充実した食料の提供を通じ、県民はもとより多くの人々の「いのち」を支えており、過疎地域をはじめとする生産活動の場である農山漁村は、「くらし」に潤いを与え、恵まれた自然環境や地理的条件を活かし、数々の「とくしまブランド」を生み出すとともに、基幹産業として本県経済を支えている。

このため、農林水産業の持続的な発展や、個性豊かな農山漁村の活性化を図り、これらを貴重な財産として守り、健全な姿で次代に継承していくため、「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例」、「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」を定め、その実現を目指している。

過疎地域においては、この基本計画に基づき、豊富な農林水産資源等を活用し、地域の主体性と創意工夫を軸として、農林水産業の振興と農山漁村の活性化に取り組むほか、過疎地域の基幹産業である建設業において、農林業をはじめとする新分野進出への取組みを支援するなど、経営体質の強化を図る。

また、「中小企業振興条例」に基づき、産業活動の基盤をしっかりと下支えするとともに、本県経済の将来に向けた礎を築くため、県内企業の体力強化に努め、本県産業の振興を図る。

過疎地域においては、地域資源を活用し、地場産業の振興を図るとともに、企業誘致優遇制度の活用などにより、県内外の企業の進出を促進するほか、ＩＣＴを活用した新たな雇用の場の確保・充実や過疎地域の特性を活かした起業やコミュニティビジネス、農工商連携を促進し、地域産業の振興を図る。

観光振興については、「もてなしの阿波とくしま観光基本条例」、「徳島県観光振興基本計画（第2期）」に基づき、本県観光の振興に関する施策の推進を図ることとしており、過疎地域をはじめとする海・山・川などの豊かな自然や伝統文化などを活用した体験型観光などに積極的に取り組むとともに、徳島ならではの観光資源を活かした魅力あふれる観光地づくりを推進する。

2 農林水産業の振興

(1) 農業

過疎地域の農業は、著しい人口減少や高齢化、担い手不足などにより、厳しい状況にあるが、過疎地域の特色を活かした農業を振興し、農山村の持つ多面的機能が十分に発揮されるよう安定した地域農業の発展を目指し、次の取組みを推進する。

ア 人づくり

地域農業の担い手を確保するため、本県農業の魅力を広く発信するとともに、U I J ターン者や他産業からの円滑な就農に向けた受入れ体制の充実を図る。

また、農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積を進めるとともに、経営感覚に優れた農業人材や集落営農組織の育成、農村地域を支える女性農業者が活躍できる場の拡大などにより、地域特性に応じた担い手の育成に努める。

イ 生産基盤づくり

自然条件・立地条件を活かした特色ある農業を振興するとともに、農山村が持つ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能が発揮されるよう農地、農道、農業用用排水施設等の生産基盤の整備を図る。

また、農山村で暮らす人々の生命及び財産を守り安全で安心な生活環境を築くため、農地、農業用施設の適正な機能の保全を図るとともに、自然災害の未然防止、被災施設の早期復旧に努める。

ウ ブランドづくり

過疎地域の優れた農畜産物が、消費者から高い価値を認められ、信頼されるよう「とくしまブランド」づくりを進める必要がある。

このため、多様で高品質な「とくしまブランド」を安定供給する足腰の強い産地を育成するとともに、特色ある地域農畜産物の付加価値を高める「6次産業化」の推進、若手生産者等の意欲やアイデアを活かした「地域ビジネス」のスタートアップと事業継続・拡大の支援、首都圏における情報発信機能の強化など、生産から販売までを一体的に進める「挑戦するとくしまブランド戦略」を展開する。

エ 豊かな農山村づくり

豊かな農山村づくりを進めていくためには、農業者のみならず農山村の恵みを享受する地域住民等も参画した取組みが必要である。

このため、豊かな自然環境や農地・農業用水等の良好な保全と質的向上を図るために、住民参加と協働による地域づくりを推進するとともに、グリーンツーリズムによる都市と農村の交流を推進する。

(2) 林業

過疎地域の大部分を占める森林は、地球温暖化を防止する二酸化炭素の吸收や水源のかん養など多面的機能の発揮が期待される一方で、長引く木材価格の低迷や人口減少、高齢化による担い手不足などにより、林業・木材産業を取り巻く情勢は厳しい状況にある。

このため、川上と川下が一体となって林業の振興と森林の適正管理を目指し、次の取組みを推進する。

ア 人づくり

森林の適正管理や木材生産を担う林業就業者を確保するため、新次元林業プロジェクトを開設し、U I J ターン者をはじめとする新規林業就業者や他産業からの参入を促すほか、現場で即戦力となる人材を育成するための「とくしま林業アカデミー」を開講するなど、幅広く担い手の確保を図る取組を推進するとともに、主伐に必要な架線技術の習得をはじめとした就業者の技術力の向上に努める。

また、労働環境の改善と経営感覚に優れた人材の育成を図るため、労働災害の軽減や林業事業体の体质強化、高度な知識と技術を有する経営者等の育成を推進する。

イ 豊かで強い森林づくり

県土の75%を占める森林は、水源のかん養や土砂の流失防止のほか、地球温暖化を防止する二酸化炭素の吸収源として、その役割がますます期待されている。

このため、森林の持つ公益的機能を高度に發揮させるため、森林吸収源対策に基づく計画的な間伐を促進するとともに、森林の更新や複層林・針広混交林の育成など多様で健全な森林の整備を推進する。

また、林業を支える山村地域では、土砂災害、水害等の山地に起因する自然災害が多く発生しているため、山地災害を防止し山村地域で暮らす人々の生命及び財産を守るために生活環境づくりを推進する。

さらに、森林を適切に管理保全していくため、保安林や「とくしま県版保安林」の指定による森林の公的管理や、森林の境界明確化の取組みを加速する。

ウ 産地づくり

森林の6割を超えるスギ・ヒノキ等の人工林は、その過半が木材として利用可能な時期を迎えており。

このため、従来の高性能林業機械と路網による搬出間伐に加え、主伐を中心とした更なる県産材の増産を目指すほか、加工・流通施設の整備や新商品開発、木育活動、県外はもとより海外への販路拡大を進めるなど、生産から消費まで一体

的に進める「新次元林業プロジェクト」を推進する。

また、日本一の生産量を誇る「生しいたけ」などの特用林産物についても、過疎地域における貴重な収入源となっているため、生産技術の指導や栽培施設の整備を推進する。

エ 森を支える体制づくり

私有林の割合が高い本県の過疎地域の森林においては、所有者の高齢化や不在村化が進行し、管理が放棄される森林の増加が懸念されている。

このため、将来にわたり森林を適正な状態に維持していくため、森林境界の明確化を進めるほか、県・市町村、徳島森林づくり推進機構が主体となった公的管理や公有林化に取り組むとともに、県民や企業等と協働して森を支える体制づくりを推進する。

(3) 水産業

本県沿岸部には、水産業を基幹産業とする過疎地域が多く存在する。

これらの地域の水産業は、漁獲量の減少や価格の低迷による漁業生産額の減少、漁業就業者数の減少や高齢化など、厳しい状況にある。

過疎地域においては、「漁村地域の活性化」や「漁業者の所得向上」が重要であることから、次の取組みを推進する。

ア 人づくり等

次代を担う漁業者の「確保・育成」を図るために、就業希望者を対象とした相談窓口の設置により、必要な情報の提供や漁協とのマッチングを推進するとともに、受講者の漁業習熟度や意識の高さに応じ、幅広い知識や技術が習得できる「漁業人材育成プログラム」を実施する。

イ 栽培漁業及びブランド化の推進

水産物の安定生産を図るために、種苗生産・放流による「栽培漁業」に取り組むとともに、水産資源を持続的に利用していくための「資源管理型漁業」を推進する。

また、知名度向上と単価アップを図る「ブランド化」をはじめ、「6次産業化による新商品開発」や「新たな養殖品目の導入」を推進する。

ウ 生産基盤等の整備

稚魚の成育場となる藻場や増殖場の造成に取り組むとともに、掃海事業の実施などにより、生産力の高い漁場づくりを推進する。

また、漁業活動の効率化・省力化、安全・安心な漁獲物を安定的に供給するための漁港や漁業施設等の整備を推進するとともに、自然災害から漁村で暮らす人々の生命及び財産を守り、安全で快適な生活環境を築くため、漁港海岸施設の整備を推進する。

3 地場産業の振興

本県地場産業の主要業種である機械金属工業では、優れた技術を活かして一部は出荷額を伸ばしているものの、木工業では、内需の不振、海外からの競合輸入品の増加等により出荷額が減少するなど、いずれも厳しい現状である。

こうしたことから、地域資源を活用し、過疎地域などの地場産業を振興するためには、付加価値の高い商品の開発を行う必要があり、公設試験研究機関等の指導により、新製品の開発、加工技術の向上等を積極的に推進するとともに、組合等が実施する人材育成、販路開拓等の事業を支援する。

4 企業の誘致対策

過疎地域における雇用の場の確保、所得水準の向上を図るために、コールセンターも含めた新たな企業の立地のほか、ＩＣＴ企業などのサテライトオフィス等の事業所開設を促進する必要がある。

このため、関係市町村と緊密に連携した企業誘致活動や過疎地域を対象とする企業誘致優遇制度の活用などにより、県内外の企業の進出を促進する。

また、交通ネットワークの整備による生活圏の広域化に伴い、過疎地域から通勤可能な地域において、周辺への波及効果のある企業立地を推進する。

5 起業の促進等

起業の促進等を図るため、研究開発、製品開発、事業化・市場化、販路拡大の各段階に対応する、総合的な支援体制により、起業家支援等のための融資、各種セミナー、研修、産学官による共同研究、起業家等の育成、インキュベート施設の提供、販路拡大のためのマッチングフェアの開催などの支援事業を展開する。

また、高齢化が進む過疎地域においては、高齢化社会に対応した健康・医療・福祉関連産業や、ケーブルテレビ網を活用したブロードバンド環境下での情報通信関連産業などの新事業の創出を促進するほか、県、商工団体による情報提供や経営支援と併せ、ふるさと融資や中小企業向けの融資制度の活用などにより、NPO法人をはじめとする各種団体、学生、U I J ターン者等との新たな取組みも図りつつ過疎地域の起業を支援する。

6 コミュニティビジネスの促進

過疎地域においては、人口減少や高齢化、基幹産業の低迷などにより、地域の活力が低下している状況となっており、従来の経済概念にとらわれない、「共助」や「生き甲斐づくり」など地域の活性化につながる新たな取組みへの支援が必要である。

このため、地域の課題を、地域住民が主体的にビジネス手法を用いて解決するために行われる地域資源を活用した経済活動や、地域の問題解決に向けた活動を事業のかたちで展開する新たなコミュニティビジネスの促進を図る。

7 テレワークの促進

ＩＣＴの発達により、テレワークやサテライトオフィスなどの時間や場所にとらわれない柔軟な働き方が可能となってきた。

過疎地域における新たな雇用の場の確保・充実に向け、本県の全国トップクラスのプロードバンド環境を活用し、テレワーク促進のための環境整備やテレワーカーの育成などを行い、テレワークの普及を図る。

8 農工商連携・6次産業化の推進

本県は、豊かな自然に恵まれた良質な農林水産物が豊富に産する「食の宝島」であるとともに、優れた加工技術を有する中小企業が数多く存在している。

このため、農林水産業と商工業等の連携や6次産業化による、新商品・技術開発、販路開拓等を支援することにより、新たな雇用の創出や所得の向上を図る。

9 商業の振興

過疎地域においては、少子・高齢化による商圏人口の縮小、交通手段の変化、消費者ニーズの多様化、後継者不足等により、地域のにぎわいの核である商店街や地域生活を支えてきた小規模小売業はかつてないほど厳しい状況にある。

このため、融資制度による経営の下支え、ＵＩＪターン者等に対する新規創業支援、地域資源を活用した商品開発への支援を行うほか、商工会等の創意工夫を凝らした事業に対して、必要な支援を図る。

また、過疎地域の課題であるいわゆる買い物弱者対策については、産業振興や流通、交通、福祉、地域活性化等に横断的に関係する取組が必要なため、関係機関が連携し、推進する。

さらに、本県が誇る光ファイバー網のインフラ環境を活かした空き店舗利用や物産・商品等の情報発信を図る。

10. 観光の振興

観光ニーズの多様化や社会・経済情勢の様々な事情の変化に的確に対応し、効果的な観光の振興を図るため、本県では、「観光振興基本計画（第2期）」を策定し、積極的に観光振興を進めている。

県下の過疎地域においては、室戸阿南海岸国定公園及び剣山国定公園等、海・山・川などの心癒される豊かな自然や、そうした自然に育まれた豊富で新鮮な食材、伝統文化など魅力あふれる観光資源に恵まれている。

南部圏域においては、地域資源に触れる体験型の観光商品が人気を集めしており、「南阿波よくばり体験推進協議会」などでは、教育旅行をメインターゲットとした体験プログラムの開発や、インストラクターの発掘・育成などに取り組み、修学旅行等の受け入れを行うなど、都会には無い自然環境を最大限に活用した体験型旅行の推進を図る。

また、「道の駅」の周辺施設を「サテライトステーション」としてネットワーク化し、地域資源の有効活用を図る。

西部圏域においても、「にし阿波～剣山・吉野川観光圏」では、西日本第2位の高峰「剣山」、「四国三郎」の異名を持つ「吉野川」を始めとして、日本三大秘境の一つである「大歩危・祖谷地区」、重要伝統的建造物群保存地区に指定された「落合集落」、2017年に世界大会の開催が決定した「ラフティング」など、豊かな地域資源を有しており、それらを活かした体験型観光の推進や外国人の誘客拡大、自然環境に調和し、多様な歴史・文化等、過疎地域の地域性豊かな観光資源を最大限活かした都市型観光とはひと味違う魅力ある観光地づくりを推進する。

11 バイオマス等の利用促進

過疎地域の森林においては、木材の生産段階で発生する枝葉や加工段階で発生する端材など未利用の木質資源が豊富に存在している。

このため、これらの未利用木質資源を有効活用し、山村の活性化と環境に優しい地域づくりを図るため、木製品への原料としての利用をはじめ、枝葉や端材などの未利用材を熱源やエネルギー源として利用するための加工・利用施設の整備を推進する。

このほか、太陽光、水力、風力などの地域資源を活かした、クリーンエネルギーの地産地消を促進することにより地域の活性化を図る。

第3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

1 交通通信体系の整備の方針

過疎地域における暮らしを持続可能なものとするため、基幹集落を中心とした複数の集落間の連携や、より広い範囲での連携により、人・モノ・情報の広域的交流を促進する必要があることから、県内の幹線道路ネットワークをはじめ、基幹集落と周辺の地方都市や、他の集落を結ぶ道路整備等を促進する。

また、四国4県を結ぶ高速交通ネットワーク「四国8の字ネットワーク」は、本州四国連絡道路とともに、全国の高速交通ネットワークを形成することにより、産業・観光の振興や雇用の拡大などに資する「活力の道」となることに加え、救急搬送や災害輸送などの重要な役割を担う「命の道」であるため、その整備の促進を図る。

さらに、既存道路についても、安全で強靭な県土づくりに向け、戦略的な維持管理・更新等により長寿命化を図るほか、交通安全施設の整備を進め、交通の安全と円滑化を図る。

加えて、過疎地域においては、高齢者や子ども、障がい者などの移動制約者に対する生活交通の確保・充実を図るため、地域の生活路線バス等を運行する市町村に対する支援に努める。

高度情報化は、地域住民の生活や文化の向上、産業振興等に大きな影響を与えるものであるため、全県CATV構想網により整備した、高速ブロードバンド環境の積極的な利活用や携帯電話の利用可能地域の拡大等、情報通信基盤の整備に努めるとともに、行政情報化、情報リテラシーの向上等、過疎地域の情報化を推進する。

さらに、災害時の集落の孤立防止対策として、集落と行政機関との通信を確保するための衛生携帯電話の整備を図る。

2 国・県道及び市町村道等の整備

(1) 国・県道

国・県道の総実延長約2,619.2km（平成26年4月1日現在）における改良率67.1%に対し、過疎地域内の国・県道は実延長約1,284.9kmで、改良率58.9%であり、整備は進んでいるものの依然として格差が見られる。

今後は、安全・安心な暮らしの確保や地域経済の発展に資する道路網の整備を促進するとともに、戦略的な維持管理・更新による長寿命化の推進を図る。

(2) 市町村道

市町村道の総実延長約12,564.9km（平成26年4月1日現在）のうち、過疎地域は43.4%に当たる約5,447.4kmであるが、各地域ともその整備

が遅れ、改良率は31.9%に過ぎないのが現状である。

今後は、過疎地域の自立促進に資する路線で重点的な整備や老朽化対策の推進を図る。

(3) 高規格幹線道路等

四国4県を結ぶ高速道路網の整備が進む中、県南地域は、高速交通ネットワークの空白地帯となっている。

今後は、過疎地域の広域交流や災害及び救急医療に資するため、四国横断自動車道（徳島JCT（仮称）～阿南IC（仮称）間）や阿南安芸自動車道の整備促進を図る。

3 農道、林道、漁港関連道の整備

(1) 農道

農道の総実延長1,500km（平成27年3月31日現在）における整備率は、県平均で50%、舗装率が40%となっているのに対し、過疎地域内の農道は実延長900kmで、整備率59%、舗装率44%と比較的高いが、過疎地域に多く見られる飛び団地の農地を接続する農道の整備は重要である。

農道については、農産物の生産から流通に至る輸送等の基幹的施設であるばかりでなく、農山村地域の生活環境改善、農山村と都市との交流促進を図るうえでも極めて重要な施設であることから整備を図る。

(2) 林道等

林道の総延長1,795km（平成27年3月31日現在）のうち、過疎地域内は1,710kmで95%を占めている。林道は、効率的な林業経営と適正な森林整備を進めるための基盤施設であるほか、山村地域の生活環境の改善や緊急輸送路の補完を図るうえでも重要な施設であることから、計画的に整備を図る。

また、漁港関連道については、漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図るとともに、漁村環境の改善を図るため、漁港と主要道路を結ぶ道路の整備を促進する。

さらに、農道、林道及び漁港関連道のうち、県営に係るものについては、従来どおり県が整備し、森林基幹道、森林管理道のうち、特に基幹的と認められるものについては、県が代行して整備する。

4 公共交通の確保

過疎地域における路線バスや鉄道等は、高齢者、子ども、障がい者などの移動制約者にとって日常生活に必要不可欠な交通手段である。

しかし、モータリゼーションの進展や少子高齢化の影響を受け、利用者が減少しており、事業者の厳しい財政状況も相まって、路線の存続が危ぶまれる状況となっている。

このため、バス路線について、路線バス事業者に対する不採算路線維持のための助成や、路線バス等の運行を実施する市町村に対する助成により、交通手段の確保を図る。

また、JR線や阿佐東線についても、地域住民の利便性確保や路線維持のための措置を講じるほか、離島航路についても、島民の生活に密着した交通手段であるとともに、地域間交流を推進する上で欠くことができない社会基盤であることから、国庫補助制度を活用し、離島航路の維持・確保を図る。

5 自家用有償旅客運送による生活交通の確保

市町村やNPO法人等による自家用有償旅客運送は、地域内で合意があれば、区域運行・路線の不定期運行など、きめ細かな地域の需要に応じた運行が可能となっている。

過疎地域の実情にあった輸送サービスの導入により、移動制約者に対する生活交通の確保・充実を図るだけでなく、効率的な運行による財源負担の軽減も見込めることから、自家用有償旅客運送などにより、過疎地域の生活交通の確保を図る市町村に対する支援の充実に努める。

6 交通の安全と円滑化対策

高齢化の進行、自動車台数や運転免許人口の増加に加え、高速道路の延伸等により県内外の交流が拡大され、交通量の増加や交通の流れの変化など、交通事故の発生要因は、ますます増加傾向にある。

このため、関係機関・団体との連携のもと、安全かつ快適な道路環境の確保を図るほか、各季交通安全運動の積極的な取組み、交通マナー向上対策や高齢者交通安全対策等、各種交通安全対策を積極的に推進して交通の安全の確保に努める。

7 地方港湾の整備

県下の過疎地域には地方港湾が3港あり、船舶航行の安全の確保及び貨物量の増大に対応するため、これまで港湾改修事業を進めてきた結果、物資物流及び水産業の振興に大きく寄与してきたが、整備後の老朽化とともに機能を維持することが困難になってきている。

このため、今後は、各港の既存施設の適切な維持管理による長寿命化を図り、地域の物流等の拠点としての機能の充実を図る。

8 電気通信施設の整備

(1) 情報通信基盤の整備

情報通信基盤整備は、基本的に民間事業者により行われるものであるが、民間事業者の設備投資が望めない過疎地域などにおいては、基盤整備の遅れに伴い、情報格差による新たな地域格差が生じるおそれがある。

このため、過疎地域を中心に、地域住民の利便性の向上や社会経済活動の活性化を目的に、携帯電話等の移動体通信サービスの利用可能な地域の拡大を図ってきたところ、国・県が目標としていた市町村役場及び支所等での携帯電話による通信は、概ね可能となっているが、未だ携帯電話不感エリアが存在している。

携帯電話は、緊急時の有効な通信手段であるとともに、ICT（情報通信技術）の恩恵を受けることができる有力な手段の一つでもあることから、引き続き、携帯電話不感エリアの解消を図る。

(2) 防災行政無線施設

災害発生時における迅速な情報の収集・伝達及び的確な災害対応を行うため、県と市町村等関係機関を地上系と衛星系の無線通信で結ぶ総合情報通信ネットワークシステムを運用している。

これにより、省内はもとより全国の自治体との大規模災害時等の広域的通信、更には地域からの情報発信が可能となるなど、地域活性化の一翼を担っており、今後とも施設の適正な管理を行い、システムの維持を図る。

また、地域住民の安全確保と的確な災害対応の実施を推進するため、市町村防災行政無線など、市町村から地域住民への迅速かつ正確な情報伝達手段の維持を図る。

9 情報化の推進

近年のICT（情報通信技術）の飛躍的な進歩に伴い、過疎地域を含めた中山間地域の多い本県においては、ICTを利活用することが、時間や距離など不利な条件を克服することができる有力な手段である。

このため、県・市町村を挙げて、安全・安心の確保や住民福祉、地域振興、さらには産業振興を図るため、ブロードバンド環境の積極的な利活用を図る。

(1) 行政情報化の推進

過疎地域における行政効率を高め、迅速かつ的確な住民サービスを維持・向上していくためには、ICTを活用した行政サービスが重要であり、行政の情報化を積極的に進める。

(2) 情報リテラシー（活用能力）の向上

過疎地域において、地域住民がいきいきと生活していくためには、ＩＣＴを積極的・主体的に活用することが重要であり、子どもから高齢者まで、住民一人ひとりが様々な情報機器を活用できることが求められているため、広報、啓発、教育などの事業を積極的に進める。

(3) 地域情報の発信

インターネットは、過疎地域の魅力・特性を全世界に瞬時に発信できるものであり、地域間交流をより活性化するための重要なツールである。

このため、国の実証事業を活用し、インターネットを通じて行政情報をはじめ、地域の伝統・文化・産業・特産品等の情報通信を積極的に進める。

また、本県の魅力発信については、地域住民のみならず、県内外の観光客や外国人観行客からもＳＮＳを通じて魅力発信してもらえるよう、「徳島県公衆無線LANサービス」の周知と利活用を積極的に進める。

(4) 災害情報の共有化

過疎地域を含めた被災状況や避難所における被災者ニーズの把握等を行うため、「災害時情報共有システム」や地域ＳＮＳ等を活用した取組みを推進する。

10 地域間交流の促進

生活や価値観の多様化が進み、地方への移住を希望する都市住民が増加している。

「人口減少の克服」と「東京一極集中の是正」による「地方創生」の加速に向け、移住・交流の促進がますます重要となっている。

また、過疎地域は、豊かな自然環境や美しい景観、独自の伝統文化や歴史など、都市とは異なる価値を有しており、過疎地域と都市部との共生・互恵関係を重視しながら、これまで以上に都市住民との連携・交流を推進していくことが必要である。

このため、地域の魅力を積極的に情報発信するとともに、都市住民の移住相談の総合的な窓口として「とくしま移住交流促進センター」を設置し、移住コンシェルジュを配置するなど、移住の促進を図る。

また、空き家や廃校舎等の既存ストックを活用し、移住交流施設の整備に努めるとともに、農山漁村の暮らし体験や交流事業、産直市などの取組みを進め、都市と過疎地域の交流人口の増加を促進し、地域の活性化を促進する。

第4 生活環境の整備

1 生活環境の整備の方針

過疎地域における生活環境については、生活様式の変化に伴い、廃棄物の処理及び生活排水の増大による水質の汚濁等の問題が増加する傾向にある。

このため、住みよい環境づくりを目標として、良質な飲料水確保のための水道設備の普及率向上、廃棄物やし尿の衛生的な処理施設の設置並びに公共下水道、集落排水施設、コミュニティ・プラント及び浄化槽等污水処理施設の計画的・効率的な整備を広域的見地から実施し、均衡ある生活環境の改善を図る。

また、南海トラフ巨大地震等大規模災害に備え、地域防災力の強化や地震・津波災害に強いまちづくりの推進など、地震防災対策に計画的に取り組むとともに、消防・救急体制の充実強化を図るため、消防体制や消防施設などの整備を促進する。

さらに、著しい人口減少と高齢化、担い手不足などに伴い、農林業が衰退し、耕作放棄地や放置森林の増加、依然として続く鳥獣被害などにより、洪水や土砂災害等の自然災害の被害拡大の恐れが高まるなど、住民の安全・安心な生活を脅かす状況となっているため、森林の整備や耕作放棄の防止及び鳥獣被害対策を推進し、里山と周辺環境の保全を図る。

2 簡易水道、污水処理施設等の整備

(1) 水道施設

本県の水道施設は、平成25年度末現在、上水道施設19、簡易水道施設119、専用水道施設52、合計190の水道施設があり、これらによる水道普及率は96.3%である。全国における普及率は97.8%で、本県は47都道府県中30位となっている。

特に、過疎地域では、上水道施設が6市町6施設、簡易水道が11市町村88施設、専用水道が6市町15施設、合計109施設が整備され、普及率は87.9%と、過疎地域以外の普及率97.8%と比べ、9.9ポイントの格差が生じている。

このため、今後の水道施設の整備については、各事業を推進し、水道施設の統廃合や拡張を行い、水道の未普及地域の解消を図る。

(2) 廃棄物処理施設

本県では、家庭ごみや産業廃棄物など、あらゆる廃棄物をゼロにすることを目指す「ゼロエミッション構想」を推進するとともに市町村においては、独自のごみの分別収集が行われている。しかし、ごみ排出量は、依然として高い水準で推移しており、環境への負荷の少ない循環型社会を形成することが課題となっている。

このため、「徳島県廃棄物処理計画」に基づき、ごみの減量化、リサイクル等を推進していくとともに、「徳島県ごみ処理広域化計画」に基づき、ごみを衛生的に処理し生活環境を保全するため、ごみ処理施設の広域的な整備を推進する。

また、し尿処理施設については、生活様式の変化により、浄化槽による処理が増加しており、浄化槽汚泥も増加傾向にあるため、し尿処理施設の計画的な整備を推進する。

(3) 汚水処理施設

汚水処理施設は、公共用水域の水質保全を図るとともに、快適な生活環境を確保し、また、観光レクリエーション振興等のための基盤条件としても極めて重要な施設であるが、本県の汚水処理の人口普及率は平成25年度末で54.1%と低い状況にある。

このため、公共下水道、集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽等、地域の特性に応じて各種制度を導入し、計画的・効率的な汚水処理施設の整備を促進する。

また、広域的な見地から市町村のみでは設置することが困難な公共下水道については、国土交通大臣の指定に基づき、その幹線管渠等の整備を県が代行して整備を進める。

(4) 火葬場施設の整備

火葬場施設は、公共の福祉のため必要な施設であり、人としての尊厳を損なうことなく遺体の火葬を円滑に行うことが重要であることから、老朽化施設の更新や耐久化を促進する。

3 消防・救急体制の充実強化

南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇や全国各地で頻発する豪雨災害等の自然災害の脅威、社会情勢の変化に伴う火災や事故災害の多様化、また、救急業務の高度化等、消防に対する住民のニーズは、ますます高まっている。

しかし、過疎地域においては、若年者の流出等により地域防災の要である消防団員の減少及び高齢化が進行し、消防力の低下が懸念される上、常備消防が組織されていない地域がある。

今後とも、過疎地域における消防救急体制の充実強化を図るため、積極的に消防力の強化や消防の常備化に向けた取組みを促進するとともに、次に掲げる事業を推進する。

(1) 消防体制の整備・充実

常備化されていない過疎地域に対しては、火災等の発生状況、消防団の体制、さらには地理的背景等を勘案し、消防の広域的推進を図るとともに、この方式によることが困難な町村については、消防団役場分団の設置等、必要最低限の人員配置を確保し、早期出動体制、予防行政の執行体制の確立を図るとともに、消防団員に対する教育訓練の充実を図る。

(2) 消防施設・設備の整備

消火活動のため、防火水槽等の消防水利施設や消防ポンプ等の消防施設の整備を促進する。

また、常備化・広域化を推進するために必要な消防署等の施設整備を促進する。

(3) 林野火災対策

林野火災を防止するため、火災の未然防止についての普及活動や貸与初期消火機材の活用、消防防災ヘリコプターとの連携を行うなど、火災予防体制の強化を促進する。

(4) 救急体制の整備・充実

消防非常備の地域においては、役場緊急患者搬送車又は民間委託により、救急患者の搬送が行われている。

救急体制の整備・充実に向けて、消防体制に準じて広域的処理の促進を図るとともに、緊急時には消防防災ヘリコプターなどを活用し、迅速な救急業務を推進する。

4 地域防災力の強化

南海トラフ巨大地震等大規模災害時に、人的被害を最小限に抑えるためには、「自助」「共助」による初期の救助・救出活動が重要である。

特に、過疎地域の山間部等では、土砂崩れ等による集落の孤立化が懸念されているため、次のような対策を推進する。

(1) 自主防災組織の充実強化

啓発や訓練等を通じて住民の防災意識の高揚を図り、住民が共に支え合い、初期消火や救助・救出活動を行う自主防災組織の結成を促進し、婦人防火クラブや少年消防クラブ等とともに、地域住民の自主的な防災活動の活性化を図る。

(2) 孤立化対策の推進

大規模災害による集落の孤立化等に備えるため、地域の防災拠点施設の整備や衛星携帯電話等の整備など、多様な通信手段の確保のほか、ヘリポートの整備、また、緊急輸送路を補完する市町村道や農道等の整備促進や大雪等による倒木を防ぐ事前伐採などの孤立化対策を推進し、救助・救援体制の強化を図る。

5 耕作放棄地対策

過疎地域を含む、中山間地域では、農業の担い手不足や農産物価格の低迷等により、耕作放棄地が増大している。

耕作放棄地は、農作業の非効率化や病虫害の発生をもたらすなど、県民の暮らしを支える食料自給率の向上を図る上で、また、県民の良好な生活環境を保全する上でも大きな課題となっている。

農地は、安全・安心な食料の安定供給、豊かな自然環境の保全や災害の防止など、多面的な機能を有する県民共有の財産であることから、農地中間管理機構を活用し、法人や規模拡大農家など多様な担い手による農地集積を促進するとともに、地域の実情にあった作物を導入するなど農業関係団体等とともに耕作放棄地の発生防止と解消のための対策を推進する。

また、耕作条件の不利地域において、農業生産を維持しながら農地の多面的機能を確保するため、中山間地域等への直接支払を市町村との密接な連携のもと実施する。

6 鳥獣被害対策

過疎地域を含む中山間地域での野生鳥獣による農作物等への被害額は、漸減傾向にあるが、依然として1億円を超える水準が続いている。鳥獣被害は、経済的な損失に加え、心理的にも農業者の生産意欲の減退を招き、農山村地域の生産環境や定住環境を保全する上で効果的な対策が求められている。

鳥獣被害防止対策については、自然環境保護と野生鳥獣管理との調和を図りながら、野生鳥獣の生息・被害状況等を考慮し、捕獲、防護、環境整備などについてソフト・ハード両面から総合的な対策を推進するとともに、野生鳥獣を地域資源と捉え有効利用についても促進する。

また、野生鳥獣による農作物の被害状況、侵入防止柵、捕獲状況や野生鳥獣の生息状況等を一元的に管理し、地図上で見えるシステムを構築し、科学的データに基づき、地域連携による防護柵の整備や捕獲を効率的かつ効果的に推進し、被害軽減につなげる。

第5 子育て支援の充実

1 子育て支援の方針

少子化が進行し、子どもの数が減少する中、次代を担う子どもたちが健やかに成長し、子育て世代が安心して子どもを生み、子育てに喜びやゆとりを感じることができる社会の実現は、県民すべての願いである。

このため、若い世代が結婚・出産・子育てを望み、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに向け、「第2期徳島はぐくみプラン」に基づき、総合的な次世代育成支援対策の推進を図る。

2 子育て支援対策

(1) 保育所等の整備

核家族化の進行や女性の社会進出、就業構造の変化等により、仕事と子育ての両立がより一層求められている。

このため、「徳島県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、仕事と子育ての両立に向け、就労形態等に応じた多様な保育ニーズに柔軟に対応できる、きめ細やかな保育サービスの充実を図っており、必要な保育サービス量の確保や、子育て家庭のライフスタイルに応じた保育時間の延長や一時的な保育の実施を推進する。

(2) 放課後児童クラブ等の整備

保育所を利用する共働き家庭等が児童の小学校就学後直面する、いわゆる「小1の壁」を打破するため、安全で安心して預けることができる環境を整備することが必要である。

このため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようすることを目的として国が策定した「放課後子ども総合プラン」の趣旨を踏まえ、地域のニーズに基づく放課後児童クラブ等の計画的な整備を推進する。

(3) 認定こども園制度の活用

過疎地域においては、子どもの出生数が著しく低くなってしまっており、幼稚園又は保育所をそれぞれ単独で存続させることが困難となっており、人間形成にとって極めて重要な乳幼児期に、子どもが一定の集団で生活する機会を確保することが必要となっている。

このため、就労形態に関わりなく、希望するすべての乳幼児に幼児教育と保育を提供する「認定こども園」制度を有効に活用することにより、子どもの集団生活の機会を確保する。

(4) 地域における子育て支援サービスの充実

過疎地域など人口減少の著しい地域においては、同世代の子どもの交流のほか、同じような子育て中の保護者の情報交換の機会の減少や、きめ細かな子育て支援サービスが受けにくいなどの状況があることから、子育てしやすい環境の整備を図る必要がある。

このため、保育所等を利用する子どもの家庭だけでなく、全ての家庭及び子どもを対象として、地域の実情や子育て家庭のニーズに応じた、総合的な子育て支援を推進する。

第6 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

1 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進の方針

本県は、全国より早く高齢化が進んでおり、平成26年10月現在における65歳以上の推計人口は23万人、高齢化率は30.1%となっている。今後とも、高齢化が進行し、高齢者人口がピークを迎える平成32年（2020年）頃には県民の3人に1人が65歳以上になると予測されている。

特に、過疎地域においては、人口減少とともに、高齢化がより急速に進行しており、介護サービスの提供体制の確保等、多くの課題を抱えている。

このような状況の中、今後の高齢者保健福祉施策の展開については、生きがいづくりや介護予防の観点からの元気高齢者対策のみならず、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護予防、住まい及び生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が急務となっている。

このため、「とくしま高齢者いきいきプラン」に基づき、介護保険事業の円滑な実施を支援するとともに、市町村においても、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者の保健福祉の向上及び増進を図る。

2 高齢者福祉対策

(1) 在宅サービス

過疎地域を含め、県内の在宅での要支援者及び要介護者は平成22年が32,937人に対し、平成25年は35,523人と2,586人増加しており、今後もその増加が見込まれており、在宅サービスのより一層の充実が必要である。

このため、介護が必要となっても、高齢者ができる限り在宅で自立した日常生活が営めるよう要介護高齢者の需要に応じた在宅サービス基盤の計画的な整備を推進するとともに、介護支援専門員、介護福祉士などの在宅サービスを担う人材の養成・確保及び資質の向上等を図る。

また、高齢者ができる限り要介護状態等にならないよう、自立した在宅生活を支援する観点から、介護保険の給付対象とならない高齢者等に対して、健康づくりや介護予防等の地域支援事業を積極的に推進する。

(2) 施設サービス

介護保険施設（指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設）の整備水準は、平成25年10月現在、65歳以上高齢者10万人当たり全国1位の状況であり、整備が進んでいる。

介護保険施設については、「とくしま高齢者いきいきプラン」に基づき、過疎地域を含め、在宅生活が困難になった要介護高齢者等に対する適切な施設サービスの提供を図る。

また、これまでの集団処遇的なサービスの提供から、できる限り在宅に近い生活と、個人の生活を尊重した個別ケアが実現できるよう、「個室」や少人数の家庭的な雰囲気の中でケアを実施する「ユニット型施設」の整備を推進する。

あわせて、介護保険施設からの退所者やひとり暮らしに不安を感じる高齢者など、生活支援を要する高齢者が居住できる施設として、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等の「高齢者の多様な受け皿」の整備を図る。

(3) 生きがい対策の充実

本県では、今後、さらに高齢化が進行し、3人に1人が高齢者となる社会の到来が予測されており、若い世代のみで社会を支えていくことは困難であり、人口減少の中、地域の活力を失わないためには、地域社会を支えていく「新たな担い手」が必要となっている。

「高齢者=支えられる側」という従来の発想からの転換を図るには、高齢者の就労はもとより本格的な社会貢献活動を促進し、「65歳以上は高齢者」とする一般的な規定概念の見直しにつながる機運の醸成を図ることが必要である。

このため、高齢者が、長年の経験で培った「知識」や「能力」などを地域に還元できるよう、高齢者が生涯にわたって生きがいを持って健やかに暮らし「生涯現役で活躍」できる環境づくりや仕組みづくりを推進する。

(4) 高齢者の安全・安心対策

核家族化の進展や平均寿命の伸長などから、ひとり暮らし高齢者世帯数は、過疎地域を含め、平成17年の国勢調査では28,080世帯であったものが、平成22年の国勢調査では32,365世帯となっており、今後とも増加することが見込まれている。

このため、ひとり暮らし高齢者等には介護保険制度や住宅改修など福祉サービスの情報提供を行うとともに、地域支援事業や地域の健康づくりや生きがいづくり活動などを通じて、社会活動への参加促進や引きこもり防止対策等の取組みを推進する。

また、ひとり暮らし高齢者等が不安や孤独感を持つことなく、生きがいをもって安心して暮らすためには、日常的に見守り活動が行われる体制の構築が必要であることから、行政、民生委員、老人クラブだけでなく、定期的に家庭への訪問を行っている「新聞販売店」、「電気・ガス事業者」、「移動販売業者」などの民間団体と協定を結び、官民一体となった見守り体制を構築したところである。今後は、更なる

協定締結団体の拡充など、地域での「重層的」かつ「きめ細やかな」見守り活動の充実・強化を図る。

(5) 認知症高齢者施策の推進

県内の認知症高齢者は、軽度者も含めると、平成24年度の推計で約6万人と推計されており、今後も増加することが見込まれている。認知症高齢者が、尊厳を持ちながら穏やかに過ごし、安心して社会生活を送るために、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていく体制づくりが必要である。

そのため、認知症の正しい理解を広める普及啓発を行い、地域における認知症高齢者や家族の応援団である「認知症サポーター」の養成を推進するとともに、認知症高齢者が行方不明とならないよう未然防止や早期発見に努める。また、認知症高齢者や家族に対する相談・支援体制を充実し、関係機関が連携して、地域において適切な医療や介護サービスが提供できる体制づくりを推進する。

第7 医療の確保

1 医療の確保の方針

全国的に医師不足が深刻化する中、本県においても医師不足は、地域の医療を確保する上で大きな課題となっている。

徳島市を中心とした都市部に医師が集中する「地域偏在」や、過酷な勤務環境や医療訴訟等のリスクに起因する小児科・産科・救急など特定の診療科の医師が不足する「診療科偏在」が顕著となっている。

特に、過疎地域においては、勤務医師の不足や、既存診療所医師の高齢化に伴う後継者確保が困難な状況となっており、へき地を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっている。

このため、「第6次徳島県保健医療計画」に基づき、「県民がいつでも、どこでも、等しく高度な保健医療サービスが受けられる徳島づくり」を推進するとともに、へき地医療拠点病院やへき地診療所、地域医療支援機構など関係機関相互の連携により、へき地における医療の確保や診療の支援が継続して実施される体制を構築する。

2 無医地区対策

本県の過疎地域には多くの無医地区・無歯科医地区（半径4km以内に50人以上が居住しているが、医療機関を容易に利用できない地区）が存在し、平成21年では無医地区は18地区、無歯科医地区は25地区となっており、こうした地域の医療確保は大きな課題となっているため、次のようなへき地医療提供体制の充実を図る。

(1) へき地診療所の整備・充実

へき地住民の医療を確保するため、医師確保が困難な公立の診療所に自治医科大学卒業医師等を派遣するとともに、県立診療所の運営や市町村における「へき地診療所等」の整備を支援する。

(2) へき地医療拠点病院の充実

へき地医療拠点病院の医療機能を充実・強化し、へき地医療の質の向上を図る。

(3) 医師確保対策

ア へき地診療所への代診医派遣や診療支援など、へき地医療を総合調整する「地域医療支援機構」の充実・強化を図る。

イ 医学部学生を対象とした「医師修学資金貸与事業」や「夏期地域医療研修」の開催、へき地をフィールドとする「寄附講座」の開設など、徳島大学や医師会等との連携を強化し、へき地勤務医等の確保と定着を図る。

ウ 市町村、地域の民間歯科医療機関、県・地域歯科医師会と連携を図り、へき地における歯科医療の確保に努める。

(4) 情報通信技術の活用

診療所とへき地医療拠点病院群との間で、ＩＣＴを活用した画像データや検査結果等の情報交換を行うなど診療支援体制の充実・強化を図る。

(5) 救急医療の充実

へき地を含め遠隔地などにおける重症・重篤な救急患者の救命率向上や後遺症を軽減させるため、ドクターへリ等の活用とともに、周辺地域における救急医療機関との連携強化を促進するなど、救急医療の充実を図る。

3 特定診療科に係る医療確保対策

診療所があっても、特定診療科（小児科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科等）については、十分な診療が受けられないなど、へき地と都市部との格差は広がりつつある。

このため、慢性疾患による長期療養、小児科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科等、地域の医療ニーズに応じた医療の確保を図る。

4 疾病予防対策

がんや虚血性心疾患等の生活習慣病の割合が全死亡原因の約6割を占めるなど、疾病構造は大きく変化し、生活習慣病対策は重要な健康課題となっている。

本県においても、糖尿病死亡率が全国で最も高い状況が続くなど、生活習慣病対策は重要かつ緊急の課題となっている。

このため、徳島県健康増進計画である「健康徳島21」に基づき、糖尿病対策を最重要の健康課題に位置づけ、県を挙げての取り組みを推進するとともに、生活習慣病の発症に大きく関わるメタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少を図るため、市町村と連携を図り、健診・保健指導の充実、生活習慣の改善をより重視した取組みを推進する。

特に、合併症等の重症化により高齢者の生活の質を著しく低下させる糖尿病の予防対策は、過疎地域においても最優先の健康課題であるため、日常生活の中で適切な食生活や運動に取り組めるよう、医師会や栄養士会等関係機関との連携のもと、若い世代からの健康づくりを推進する。

さらに、高齢化の進行とともに増加すると考えられるがんを予防するため、がん検診受診機会の確保に努め、がんの予防や検診受診率向上のための普及啓発を図るとともに、がん医療を提供する体制の整備を促進する。

第8 教育の振興

1 教育の振興の方針

少子高齢化やグローバル化等の急速な進行、東日本大震災を教訓とした防災に対する意識の高まりなど、教育を取り巻く状況の大きな変化に子どもたちが適切に対応し、未来を切り拓いていく力の育成や、郷土への誇りと国際的な視野を持ち、社会に貢献する人を育てるため、「とくしまの教育力を結集し、未来を創造する、たくましい人づくり」を基本目標とする「『徳島県教育振興計画（第2期）』～阿波っ子みらい教育プラン～」に基づき、これから時代を担う人材の育成に取り組んでいる。

・基本目標の達成に向け、学校・家庭・地域が一体となって、地域に開かれ信頼される学校づくりを推進するとともに、子どもから高齢者まで、住民一人一人が夢と希望に向かって学び続ける教育の実現に取り組む。

学校は、子どもたちにとって学びの場であり、地域コミュニティの拠点であり、災害時における地域の中核的な避難施設でもあり、地域住民にとって最も身近な公共施設である。

過疎地域においては、児童生徒の減少に伴う小規模校化が進む中、子どもたちが、安全・安心に学ぶことができる教育環境の実現や、社会の変化に対応した魅力ある学校づくりを推進する。

2 公立小中学校の教育環境の整備

平成26年度末、県下の過疎地域には、公立小学校58校、公立中学校31校（うち分校1校）があるが、小学校18校（31.0%）及び中学校23校（74.2%）は、5学級以下の小規模校である。

過疎地域の小中学校については、住民の意向を踏まえて適正配置を図るとともに、複式学級の解消及び教職員定数の充実を図る。

安全・安心な学校づくりを実現するため、小中学校における危険校舎等の改築や耐震性能を有しない校舎等の耐震補強を積極的に実施するなど、施設・設備の整備を推進するとともに、スクールガードによる巡回活動等の学校安全体制の整備、防犯体制・教育の充実など、ソフト面においても学校の安全・安心の確保に努める。

また、小規模化する学校を存続させ、かつ教育の質を保障するため、地理的に分散した小中学校が人的・物的に連携する「チェーンスクール」、学校・保育所・社会教育施設などを「核」に、地域一帯で教育に取り組む「パッケージスクール」という新たな小中一貫教育を普及させる。

さらに、遠距離通学の生徒の負担軽減を図り、学習活動に専念できるよう、学びの環境の充実を図る。

3 社会教育施設等の整備

地域の活性化のためには、集会施設をはじめ、公民館、図書館等、社会教育施設の機能の充実を図ることが重要である。特に、過疎地域においては公民館などが地域活動の中心的役割を担っていることを踏まえ、こうした施設の機能充実を図り、地域活動を支援するとともに、生涯学習情報システムの一層の充実を図り、学習のための情報収集・提供を行い、住民の学習相談に活用する。

また、スポーツを通じて、健康・体力づくりと住民意識の一層の高揚が図られるよう、地域の実態に即した体育施設の充実や利用促進のための広報活動を強化する。

こうした情報提供機能の充実を図ることにより、地域間交流の促進を図り、過疎地域における社会教育、生涯学習の振興と、地域コミュニティ活動の活性化を促進する。

第9 地域文化の振興等

1 地域文化の振興等の方針

本県には、「阿波踊り」、「阿波人形浄瑠璃」をはじめとする豊かな伝統芸能や、「四国八十八箇所霊場」などの歴史文化遺産があり、四国遍路や「お接待の心」、「祖谷の食文化」に代表される郷土料理など、先人たちが育んできた個性豊かな地域文化が、過疎地域をはじめとする農山漁村などに残されている。

こうした地域文化は、人と人とのつながりを深め、人生に楽しさや感動、生きがいをもたらすだけでなく、地域の魅力の源となり、消費の拡大や交流人口の増大など地域社会全体の活性化を図る上で重要である。

このため、「徳島県文化振興条例」の理念に基づき、過疎地域をはじめとする、地域固有の歴史的・文化的資産を再発見し、その保護・保存と活用に努めるとともに、地域に残された伝統行事、郷土芸能等の継承、振興を図り、地域の文化資源を核とした特色ある文化の創造・支援を図る。

2 地域文化の環境整備

地域文化の振興を図るためにには、住民一人ひとりが様々な文化活動に参加し、優れた文化に触れ、地域文化を創造していく環境づくりを整えていくことが重要である。

地域文化の振興を図るための施設は、文化活動を充実・促進するための重要な社会基盤であるとともに、文化交流や地域における文化活動の拠点として大きな役割を担っている。

このため、地域固有の魅力を形成し、発信する場や交流する場として、公民館など既存ストックの有効活用を図るとともに、伝統芸能の伝承施設や文化施設の整備に努めるなど、身近な場所での文化鑑賞や体験する機会の充実を図る。

3 地域文化の伝承と創造

過疎地域における、棚田などの歴史的な自然景観や郷土料理などの生活文化、地域の風土に根ざした「農村舞台」などの文化財や、「襖からくり」などの伝統芸能を伝承するとともに、豊かな地域資源を活かした新たな地域文化の創造を図る。

また、地域の芸術文化活動が活発に行われるよう、伝統芸能や文化活動の実践者・指導者など、文化を支える人材の育成に取り組むとともに、学校教育や生涯学習などを通じて、広く地域文化の伝承・普及に努めるほか、様々な文化交流を通じて過疎地域の個性や魅力を発信する。

第10 集落の整備

1 集落整備の方針

過疎地域の集落を取り巻く状況は、著しい人口減少や高齢化などにより、厳しさを増しており、集落機能の低下をはじめ、空き家や耕作放棄地の増加、森林の荒廃、貴重な地域文化の継承等、多くの課題を抱えている。

過疎地域において集落を維持し、若者等の定住人口の増加や地域への移住を図っていくためには、そこに暮らす住民が安全で、安心して日常生活を営むことができるよう、生活基盤の整備をはじめ、コミュニティ活動等の集落の自主的な活動や集落の枠組みを超えた広域的に支え合う仕組みづくりへの支援、イベントの開催等による交流の促進など、ハード及びソフト両面からの集落の整備や維持・活性化に向けた取組みを促進する。

2 集落の維持・活性化

集落の維持・活性化を図るためには、地域住民が中心となって構成される地域コミュニティや複数の集落が連携して実施する、医療・福祉対策、日常生活における交通の確保、地域産業・生業の振興、地域の伝統文化の継承・振興等の取組みが必要である。

また、地域コミュニティの拠点施設の整備にあたっては、廃校や利用の少ない既存の公共施設などの有効活用や、広域化された圏域内での公共施設の広域的な活用方策を検討する必要がある。

このため、地域コミュニティ等が行う自主的・自発的活動を支援する仕組みづくりや、「地域おこし協力隊」や「集落支援員」などによる人材確保などを活用するほか、空き家の改修や定住促進団地を整備するための国の交付金活用をはじめ、空き家バンク制度や各種支援制度を有効活用して、集落の現状や住民の意向を十分踏まえ、地域の実情に応じた集落の維持・活性化に向けた取組みを促進する。

さらに、大学の「地域連携フィールドワーク講座」開講を支援し、地域の課題解決と地方創生を担う人材育成を図るとともに、「大学等サテライトオフィス開設支援制度」を活用し、県内外の大学サテライトオフィスの誘致により、地域に密着した教育・研究活動や公開講座開設等の地域貢献活動を促進する。

